

ICキャッシュカード特約

1. (特約の範囲等)

- (1)この特約は、ICキャッシュカード(従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能〔以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。〕の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、「ひめぎんカード(個人用)およびローンカード(個人用)規定」「ひめぎんカード(法人用)および事業性カードローン規定」(以下総称して「ひめぎんカード規定」といいます。)の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約の定めがない事項に関しては、ひめぎんカード規定が適用されるものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、各種カード規定の定義に従います。なお、ICチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な当行および提携先の現金自動預入引出兼用機(以下「現金自動支払機」、「自動振込機」を含み、総称して「ATM等」といいます。)を利用する場合に提供されます。

3. (ICキャッシュカードの利用)

ひめぎんカード規定第1条に定める提携先のうち、一部の提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用できないATM等を設置している場合があります。この場合、当該ATM等ではひめぎんカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。

4. (1日あたりの払戻金額)

当行は、当行および払出提携先のATM等を利用した預金払い戻しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5. (ICキャッシュカード対応のATM等の故障時の取り扱い)

ICキャッシュカード対応のATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

6. (ICチップ読取不能時の取り扱い等)

- (1)ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応のATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きに従って、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2)ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応のATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (3)当行の都合により、当行所定の方法でICキャッシュカードの再発行・再交付を行う場合があります。また、その場合当行所定の手数料をいただきます。

7. (その他)

(1) ICキャッシュカードの商品内容、手数料などについて、金融情勢その他諸般の事情の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更することがあります。

(2)前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)